

6月6日（火）放送分

○消費生活相談（住民課）

6月6日火曜日、午前10時から午後3時まで、賀陽庁舎において、消費生活相談を行います。

悪質訪問販売や金融商品取引詐欺など消費生活に関する様々な相談を消費生活相談員がお受けします。「困ったな。」と思ったら一人で悩まず、まずは相談を。秘密は固く守られますのでお気軽にお越しください。

○歯周病検診（保健課）

町では、6月1日より、町内の歯科医療機関で歯周病検診を実施しています。対象者は、今年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳、75歳、80歳になられる方です。

歯周病は、歯を失う大きな原因の一つです。いつまでも自分の歯でおいしく楽しく食事ができ、健康な生活を送るために、ぜひ受診しましょう。

受診前には必ず医療機関へ予約をお願いします。受診票をお持ちでない方は、保健課までご連絡ください。詳しくは、令和5年度保健事業ガイドブックをご覧ください。

ご不明な点がございましたら、保健課、電話、0866-54-1326番までお問い合わせください。